学校法人千葉工業大学ハラスメント防止規程

平成18年12月11日

制定

最終改正　令和８年10月14日

（目的）

第１条　この規程は、学校法人千葉工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、すべての構成員にとって、人権が尊重され、修学、教育、研究及び就労（以下「修学・就労等」という。）に専念できる良好な環境を維持・確立することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、ハラスメントとは、教育、研究、修学、就労その他本学の活動に関係する場面において、相手方の意に反する性的、威力的、侮辱的その他の不適切な言動により、相手方の人格若しくは尊厳を傷つけ、修学・就労・生活環境を害し、又は不利益若しくは不快感を与えることをいい、具体的には次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 相手方の意に反する性的な言動（性的な冗談、みだらな誘い、不必要な身体への接触、性的な内容のSNS送信、性的な事実関係の質問など）であって、その相手方に不利益を与え、修学・就労等の環境を害し、又は求職者等の求職活動等を阻害すること。（セクシュアルハラスメント）

(2) 教職員等がその優位な地位または権限を利用し、教育・研究の適正な範囲を超えて、学生等または教職員に対し不適切な言動（研究指導の不当な拒否、研究テーマの不当な制限、研究成果の不当な搾取、能力・人格を否定する暴言、私的な雑務の強要など）を行うことにより、その人格を侵害し、または修学・研究活動を妨げること。（アカデミックハラスメント）

(3) 職務上の地位や人間関係などの優位性を背景とした、業務の適正な範囲を超えた言動であって、教職員または学生等に精神的・身体的な苦痛を与え、または修学・就労等の環境を害すること。（パワーハラスメント）

(4) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度の利用や措置に関し、これを阻害する言動や嫌がらせ等により、相手に不快感を与え、就労上の環境を損なうこと。

(5) 取引先、卒業生、保護者その他本学の事業に関係を有する者（本学に対して照会、意見、要望等を行う者を含む。以下「顧客等」という。）からの言動であって、本学で就労する者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、その就業環境を害するもの。（カスタマーハラスメント）

(6) その他、性的指向、性自認、国籍、人種、障害、病歴等の属性や、個人の尊厳を不当に傷つける一切の言動。

（対象）

第３条　この規程の対象者は、次のとおりとする。

(1) 本学の業務に従事するあらゆる立場の者（役員、教育職員、研究職員、一般職員、非

常勤教員、嘱託職員、パートタイマー、アルバイト等）
(2) 本学において修学する者（学生、科目等履修生、研究生、及び留学生等）
(3) その他関係者（学生等の保護者、課外活動指導者、求職者、関係業者等の職務上の関係を有する者等）

（適用範囲）

第３条の２　ハラスメントの対象となる言動は、正課・課外を問わず、時間・場所（キャンパスの内外、オンライン上など）を問わない。

２　顧客等から本学で就労する者に対してカスタマーハラスメントが行われた場合、本学は、当該就労者の安全及び就業環境を確保するため、必要な措置を講ずる。

（責務）

第４条　本学は、人権侵害のない大学づくりを推進し、ハラスメントの防止のために必要な措置を講じるものとする。

２　本学において修学又は就労する者は、この規程及び別に定めるハラスメント防止ガイドラインに従い、ハラスメントが修学・就労等の環境を著しく悪化させる行為であることを深く認識し、相互の人格を尊重して、ハラスメントを行ってはならない。

（相談員）

第５条　ハラスメントに係る相談・苦情に対応するため、次の各号に掲げる相談員を置く。この場合において、相談員の構成は性別を考慮するものとする。
(1) 学長が指名する若干名の教育職員
(2) 理事長が指名する若干名の一般職員
(3) 各校舎の保健室に勤務する一般職員

２　相談員の任務は、次に掲げる事項とする。
(1) 苦情相談の受付及び相談者への助言
(2) 苦情相談に当たった場合は、報告書を作成しハラスメント防止委員会へ報告する。

（ハラスメント防止委員会）

第６条　ハラスメント防止等のために、その啓蒙活動、情報連絡、対策、調査及び問題解決を統括するハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置くものとする。

（防止委員会の構成）

第７条　防止委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
(1) 常務理事
(2) 学長が指名する教育職員
(3) 事務局長
(4) 総務部長
(5) 教学センター部長
(6) 相談員から若干名

２　防止委員会に委員長を置き、委員長は常務理事がつとめる。

（ハラスメント調査委員）

第８条　防止委員会は相談員の報告を受け、調査が必要と判断した場合は、ハラスメント調査委員（以下「調査委員」という。）を任命し必要な調査を行うものとする。

２　調査委員は、問題の当事者及び関係者から事情を聴取するなどの方法により、十分な事

実関係の確認を行い、防止委員会に調査結果を報告書として提出する。

（緊急時等の措置）

第８条の２　理事長、学長、所属長その他本学が指定する者は、ハラスメントに該当するおそれのある言動により、本学の構成員の安全、心身の健康又は修学・就労等の環境が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、前条に定める調査の開始又はハラスメント該当性の判断に先立ち、必要な措置を講ずることができる。

２　前項の措置には、対応者の交代、複数名による対応、対応の中止若しくは制限、当事者間の接触の制限、構成員の退避、警備員の要請、警察その他の関係機関への連絡その他安全及び修学・就労等の環境を確保するために必要な措置を含むものとする。

３　第１項の措置は、ハラスメントの事実又は責任の有無を確定するものではなく、事案の緊急性、言動の態様その他の事情を踏まえ、必要かつ相当な範囲で講ずるものとする。

４　第１項の措置を講じた場合は、その内容及び経過を記録し、速やかにハラスメント防止委員会へ報告するものとする。

（調査委員の選任）

第９条　調査委員は複数名とし、次に掲げる者の中から防止委員会委員長が指名する。

(1) 相談員

(2) 防止委員会委員

(3) その他関係教職員

（報告）

第10条　防止委員会は調査委員から提出された調査結果報告書をもとに当事者への対応について検討し、検討結果を理事長及び学長に報告するものとする。

（被害者救済と再発防止）

第11条　理事長及び学長は、防止委員会の検討結果に基づいて被害者の救済及び再発防止のために必要な措置を講じ、その後の措置について被害者にすみやかに説明するものとする。

（加害者への対応）

第12条　理事長及び学長は、加害者が本学の構成員である場合、事案の程度に応じて、就業規則、学則その他の関係規程に基づき、懲戒処分その他必要な措置を講ずるものとする。

２　前項の措置については、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮して決定するものとする。

(1) 行為の具体的態様

(2) 当事者間の関係

(3) 被害者の対応及び心情等

(4) 過去の同種行為その他の事情

３　本学は、カスタマー・ハラスメントの行為者に対し、事案の内容に応じ、警告、対応の中止、連絡方法の制限、施設への立入りの制限、所属先への申入れ、警察又は弁護士への相談その他必要な措置を講ずることができる。

（不服の申立て）

第13条　当事者は、調査報告又はその後の措置に不服がある場合、理事長又は学長宛に書面により申出ることができる。

２　不服申立てについて、理事長及び学長は防止委員会に対し再度検討を命じることができるものとする。

（委員・相談員等の義務）

第14条　防止委員会委員、調査委員、相談員、その他事案に関わるすべての者（以下「関係者」という。）は職務上知り得た個人情報及び内容を第三者に漏らしてはならず、当事者のプライバシーを厳守し、名誉その他の人権を尊重しなければならない。その任務を退いた後も同様とする。

2　関係者は、ハラスメントに対する相談、当該相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

（公表）

第15条　理事長及び学長は必要と認める場合、調査委員の調査した事実の経過と措置について学内に公表する。ただし、前条の趣旨にしたがい当事者のプライバシーや名誉、その他の人権に十分配慮しなければならない。

（虚偽の申立てや証言の禁止）

第16条　相談・苦情の申立て・事情聴取に際して、虚偽の申立てや証言をした場合、就業規則や学則等による処分の対象とする。

（規程の改廃）

第17条　この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附則

この規程は、平成19年５月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年２月８日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附則

この規程は、令和３年４月 26 日から施行する。

附則

この規程は、令和８年 10 月 14 日から施行する。